

「大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン」の概要について

1 ガイドライン策定の趣旨

大規模小売店舗の郊外出店に関しては、「まちづくり三法」の見直しにより、一定の規制がかかってきたものの、基本的には、市町のまちづくりの考え方、具体的には都市計画に基づく土地利用計画に委ねられることから、1万㎡を超える大型店の出店も可能となっています。

昨年度設置した「滋賀県中心市街地活性化懇話会」から本年3月に知事に出された提言の中で、滋賀県がめざすべき中心市街地活性化の実現のための具体的な5つの取組方向の一つとして、「大型店の適正立地と地域貢献」が掲げられており、「大型店の進出は、自由競争の原理から経済活動を規制することはできないものの、地域社会との共存のための一定の秩序が必要」とされています。

このため、県では本年度、外部委員を含む「滋賀県地域商業検討会」を設置し、大規模小売店舗出店による生活環境への影響を最小限に抑えるための「事前協議」と、地域社会との共存のための「地域貢献」について議論を重ね、これをガイドラインという形で示すこととしました。

このガイドラインは、「大規模小売店舗の立地に関する事前協議の方針」と「大規模小売店舗による地域貢献の方針」の二つの方針により構成しています。

2 「大規模小売店舗の立地に関する事前協議の方針」の概要

大規模小売店舗の立地について、大規模小売店舗立地法に基づく届出よりも早い段階で、地域住民等からの意見を踏まえた事前協議の仕組みをつくるものです。

(1) 対象となる店舗

小売店舗面積が10,000㎡以上の新設店舗

小売店舗面積を10,000㎡以上増床する既存店舗

(2) 届出が必要な者

大規模小売店舗の設置者

(3) 手続の流れ

別紙のとおり

(4) 施行日

平成 2 1 年 4 月 1 日

3 「大規模小売店舗による地域貢献の方針」の概要

地域住民の日常生活と密接に関わる事業活動を営む地域密着型産業である大規模小売店舗が、積極的な地域貢献をしやすい仕組みをつくるものです。

(1) 対象となる店舗

小売店舗面積が 10,000 m²以上の新設店舗

小売店舗面積が増床により 10,000 m²以上となる既存店舗

小売店舗面積が 10,000 m²以上の既存店舗

(2) 届出が必要な者

大規模小売店舗の設置者

(3) 手続きの流れ

別紙のとおり

(4) 施行日

平成 2 1 年 4 月 1 日